⑽　本工事は、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式であり、資格要件を有しているほか、提出された設計提案書が適正と認められた者に参加資格を与えるものとする。

⑾　⑽の提案の審査において、提案についての改善を求め、提案を改善する機会を与える。

⑿　本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。

また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年8月27日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から市ヶ谷庁舎⑸中央監視制御装置整備工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　装備施設本部長から電気工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　装備施設本部長が算定した電気工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、元請けとして、中央監視室を有する監視制御設備の新設又は全面改修の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成10年度以降に、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、ア及びイと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

・「中央監視装置の更新に伴う、機器との接続工事において、ケーブルの誤接続や端子への接続の不具合による施設運用への影響を回避するため、施工上どのような配慮を行うか」に関する技術提案

（着目点）

本工事で整備する中央監視装置は、防衛省の電力、空調の管理及びエネルギー管理を適正に実施するためのものであり、安定的な施設運用のために重要な役割となっている。このため、安定的な施設運用を行うためには、中央監視装置更新に伴うケーブル接続作業を的確に行う必要があることから、①運用中に実施するケーブル接続作業にあたり、施設運用に対する事前措置及び接続作業によって不具合が発生した場合の不具合範囲の極小化への配慮について　②ケーブル接続作業の切替作業計画及び詳細作業手順について　③中央監視室の機器間でのケーブル接続作業における施工精度向上の方法について　④ケーブル接続時の確認方法について　⑤接続後の検査体制についてに着目し、着目項目ごとの提案を求めるものである。

・「施設管理者との常時連絡体制の確保及び緊急時のための体制について、どのような対応をとるのか」に関する技術提案

（着目点）

本工事は防衛省の各庁舎における受配電設備及び空調設備の監視・制御・計測をする監視装置を設置するものであり、本工事において不具合が発生した場合、防衛省の運用に多大な影響を与えるおそれがあるため、不具合等の緊急事態が発生したときの早期対応が必要となることから、①常時連絡可能とするための、連絡体制の確保について　②施設管理者に確実に連絡をするための作業関係者への周知方法について　③緊急連絡が入った場合の、作業関係者の対処方法について　④作業中に不具合が発生した場合に迅速に対処するための、早期異常発見の手段について　⑤緊急時の社内対応についてに着目し、着目項目ごとの提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」及び「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴の評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。